破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４号
三重県亀山市関町木崎251番地１
債務者　櫻井　　昭
１　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６号
三重県亀山市関町富士ハイツ998番地100
債務者　櫻井　俊哉
１　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５３４号
兵庫県神戸市長田区東尻池７丁目３－３　サニーハウス201号室、住民票上の住所兵庫県姫路市西夢前台２丁目68番地
債務者　舘　　侑洋
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石原　浩史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５５３号
広島市南区皆実町５丁目５番７－101号
債務者　岸田　修明
１　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７７７号
広島県廿日市市六本松１丁目４番10－308号
債務者　竹口　朋文
１　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　愛美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月29日午後４時
５　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３２号
広島市西区南観音５丁目５番17－202号
債務者　宇根　芳昭
１　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　香乃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月29日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４０号
愛媛県伊予市下吾川1969番地12
債務者　井上　征次
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野　圭介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美923番地17、住民票上の住所群馬県みどり市大間々町桐原709番地３
債務者　唐沢　　均
１　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第９０号
群馬県桐生市川内町４丁目424番地の10
債務者　関山　保夫
１　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１２０５号
京都市南区久世大薮町53　大喜マンション303、住民票上の住所大阪府羽曳野市島泉６丁目10番１号
債務者　大瀬戸淳人
１　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　速見　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５５４５号
大阪府交野市星田北４丁目２番15号
債務者　岡部　昭吾
１　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安達友基子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３号
和歌山県紀の川市桃山町市場69番地４　西克己方、前住所和歌山市布施屋607番地１　ライオンズマンションリバーサイド1206
債務者　焼肉屋ＺＥＲＯ零こと焼肉屋やすべえ貴志川店零こと　佐武　大輔
１　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　亮介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
埼玉県越谷市大字上間久里63番地１　越谷間久里団地１－403
債務者　高橋　正夫
１　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　毅人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５３１９号
大阪府東大阪市御厨６丁目１番７号
債務者　田中　博志
１　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒田　拓志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４１９号
大阪市北区菅原町９番11－1402号
債務者　多門　靖高
１　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　酒井　康生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５２４号
大阪府吹田市春日４丁目11番３－506号
債務者　石川　忠康
１　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀　健介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８号
金沢市東蚊爪町チ90番地
債務者　北川　和也
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川畑　　大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
金沢地方裁判所民事部